

淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書

## 第 部 計画策定における住民意見の反映について(案)

031029 版

第25回委員会（9/30）にて意見書は下記の4部構成とすることが決ま  
っており、本とりまとめ（案）は、「 」にあたります。

< 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >

河川整備の方針について

河川整備の内容について

**計画策定における住民意見の反映について**

部会意見（地域別部会、テーマ別部会）

平成 15 年 10 月

淀川水系流域委員会

## 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書

### 第 部 計画策定における住民意見の反映について(案)

#### 目 次

はじめに .....	1
1 住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方 .....	2
2 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について .....	3
3 これまでの一般意見の聴取のとりくみとその総括 .....	4
4 対話集会の考え方と実際 .....	8
5 より望ましい住民意見の聴取・反映に向けた研究と開発 .	11
6 今後の課題 .....	12

## はじめに

住民参加・住民意見の反映にはさまざまな方法・かたち・段階がある。

淀川水系流域委員会（以下、流域委員会）は、平成 13 年 2 月に発足し、住民・自治体等の意見を聴きつつ、河川管理者と「河川整備計画の案の策定」の検討を行い、平成 14 年 5 月に「中間とりまとめ」を公表し、さらに、平成 15 年 1 月には「新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 -」（以下、提言）をとりまとめ、同時に、「提言別冊（030516 版）」として「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」（以下、提言別冊）をとりまとめた。

流域委員会は住民参加部会を平成 15 年 2 月に設置した。住民参加部会は「提言」ならびに「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」から「河川整備計画基礎原案」までを審議し、何よりも「河川整備計画の案」の策定にあたり、いかにして住民意見を反映するか、ということについて検討を行うとともに、さらには、今後の河川整備および河川管理の実施・運営にあたっていかにして住民参加を実現すべきかということについても、検討を行ってきた。

一方、河川管理者は「提言」を受けて、「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」および「説明資料（第 2 稿）」（以下、第 1 稿、第 2 稿）を提出し、流域委員会と協議を重ね、このほど「河川整備計画基礎原案」（以下、基礎原案）をとりまとめた。

近畿地方整備局淀川河川事務所では、住民参加のとりくみの姿勢を次のように述べている。「住民が安心して暮らせる社会の実現を目指して、河川管理者が主体となって河川の整備を行ってきました。今後の河川整備は、河川管理者のみによる河川内の対応では限界があります。したがって、単に川だけでなく流域一体となった対応が重要です。河川管理者、自治体、企業、住民等流域のあらゆる関係者が連携し協働することが大切です。」「情報の公開と共有を進めます。河川整備を進めるさまざまな場面で、住民が参加し、意見を述べ、行動できる仕組みを作っていきます。」（国土交通省近畿地方整備局 淀川工事事務所（現淀川河川事務所）「今、淀川が変わろうとしています。」平成 15 年 2 月作成 から）

住民参加という視点において、河川整備と河川管理の変革がついに始まった、といってよい。基本的な枠組みができ上がり、いよいよこれから住民参加の具体的な仕組みづくりの段階に到達し、「計画策定における住民意見の反映」の基本的な考え方とその具体的な方法の一つである「対話集会」の仕組みが作られたのである。

「対話集会」は、「基礎原案（4．河川整備方針、p.19）」において、河川管理者と住民との連携と協働の場として、これまでの河川管理者からの形式的な説明会等では

なく、「河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民ならびに住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。」と述べているように、「対話集会」を法的手続（河川法第16条の2）に位置づけて「河川整備計画」を策定する前段階である「基礎原案」の段階から、住民意見を反映し、住民が参加して「河川整備計画」を策定しようとするものである。

この「連携・協働のメカニズム」は河川管理者と流域委員会との協働の中から生まれたもので、新しい河川整備・管理の始まりにふさわしい輝かしい成果の一つと見てよい。

なお、本第 部「計画策定における住民意見の反映について」は流域委員会の提言別冊をさらに具体化し、住民意見の反映方法の一つである「対話集会」の進め方を中心に述べたものである。第 部の「住民参加部会意見」において、住民参加に関する包括的な検討結果が述べられているので参考にしていきたい。

## 1 住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方

提言(p.4-20)において、住民参加の基本的な考え方が次のように述べられている。「住民と行政の協働型の河川管理へ転換するには、行政は従来の職能的な専門家の意識から住民の生活感覚に密着した立場の意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家としての意識へと転換する必要がある。一方、住民は行政に対する『お上』意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受には責任分担が伴うことを意識するべきである。このような意識変革のためには、住民と行政との間の信頼関係の構築、行政側からの情報公開、住民参画の機会創出と生活に密着した情報づくり、緊急時等の参画意識と主体性の醸成が必要である。」

これを受けて、基礎原案（5. 具体的な整備内容）では、住民参加に関する基本的な考え方を「河川整備は、住民と河川管理者が互いに『知っていること』や『心配していること』を共有することから始まることを基本として、住民と河川管理者および住民間における意見交換が行えるような機会（対話集会等）を継続的に設ける。」「地域固有の情報や知識に精通している住民および住民団体や地域に密着した組織等との連携事業や河川に係わる人材の育成の支援や住民と連携して環境教育を推進する。」と記されている。

提言で述べた基本的な考え方が河川管理者によって実現されるのであるから、連携と協働によって住民と行政はそれぞれの責務を果たすことが求められる。すなわち、住民は、淀川水系を自らが共有する財産と意識して、その維持改善活動に積極的に参加する。

行政は、淀川水系にかかわる整備計画や施策の情報を公開して、住民参画の機会と場を提供する。

住民と行政は、公正な連携と協働の仕組みを構築し、日常的な信頼関係を築く。

なお、住民意見の反映において、常に念頭におきたい事項がある。

1. 意見の反映の基礎には、単に「住民に意見を聞く」という消極的姿勢や「無責任な意見を述べる」ことは慎み、「協働主体」として互いの信頼を損なってはならない。
2. たとえば、ダム建設などの重要課題では住民意見の反映方法や合意形成等基本的な事項について十分協議を重ねておく必要がある。
3. 組織化されていない住民の意見をとらえてそれを支援することも重要である。住民から良い着想を汲み取るという姿勢を基本的に据えるべきである。
4. 住民が気軽に意見を述べるためには、その受け皿としてのチャンネルは多いほうが良い。これらのチャンネルで収集された多様な意見を、流域委員会等の全体を包括的に見通した場でとり上げ、バランスのとれた整備計画に活かされることが必要である。
5. 反映されない意見についても、「無視された」「聞く耳を持たない」という住民が不信感をもたないように、反映されなかった理由や検討経緯等の情報公開が必要である（他にも多くの留意点があるが、本文の中で随時述べたい）。

## 2 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について

今後、住民意見の聴取、反映の多くは「対話集会」に委ねられることになるものと思われる。住民意見の聴取方法、反映方法を「説明会」から「対話集会」に発展させるために、「対話集会」の議事進行等の細部にわたって具体的な準備を必要とする。

ただ、対話集会だけが意見聴取の場ではなく、それ以外に流域委員会の下で、河川整備に関わる各種協議会等で求められる流域住民の意見や質問事項を一括収集整理し、各協議会等からの回答・答申と河川管理者の対応を含め、必要事項をまとめて公表することが必要である。公表の手段は流域委員会のホームページ（現在庶務が担当している）に継続的に掲載し、情報の双方向性と相互のコミュニケーションを確保す

ることが大切である。インターネットウェブページは普及しているとはいえ、まだ、万全とはいえない。広報手段についてもチャンネルの多元化を工夫して、情報収集・提供に便宜を図るべきである。

### 3 これまでの一般意見の聴取のとりくみとその総括

#### 3.1 流域委員会活動と一般意見聴取のとりくみ

流域委員会の活動は約2年と9ヶ月の間に実に260回以上の会議を開催した。そのうち事務的な打ち合わせ、検討会の一部を除いて全て公開で行われ、一般傍聴者からの発言も認められた。また、会議議事録、配布資料等すべての情報は公開された。ニュースレターも発行されて、誰でもインターネット上であるいは資料請求手続きをするとハードコピーの形で入手することができる。また、常時、一般意見の投稿の窓口も開かれている。それらの一般意見もすべて情報公開されている。

流域委員会は、会議を行うだけではなく、淀川流域の主要箇所ほぼ全域にわたって、計画中のダム現場、魚道等の河川環境に関する重要ポイントの現地視察を行い、関係者、住民との意見交換も行った。さらに、一般意見聴取試行の会（後述する）を開催して、住民意見の聴取・反映の望ましい方法を模索した。

流域委員会のこの活動はそれ自身が一つの住民参加の実践であったとあってよい。また将来、住民参加が発展して「流域センター」の設立が実現する時には流域委員会の活動と経験がこの「流域センター」に生かされることが望まれる。

会議や現地視察、原体験を通して、流域委員会は提言や河川管理者の提案（第1稿、第2稿、基礎原案等）に対して、できる限り実践的で実施可能な意見を述べることに努力した。

しかしながら、時間的・能力的制約もあって、なお多くの反省点を認めざるを得ない。委員会の活動の要点とその問題点、改善点等をまとめて、「対話集会」運営の参考に供したい。

住民意見の反映の過程を、次のように整理して、流域委員会におけるこれまでの一般意見聴取のとりくみを総括する。

伝える（より広く住民に課題を認識してもらう）

聴く（多くの住民から多様な意見を汲みとる）

対話する（住民と委員が対話することによって論点を共有し、深める）

反映させる（住民から汲みとった意見内容を審議・提言・意見書等に反映させる）

見直し・修正する（審議・提言の過程と結果を住民に伝え、意見を聴き見

直し修正する)

まず、活動実績を見ると次のようになる。

「伝える」活動

委員会・部会の審議および資料・議事録のすべてを公開した。それらはホームページ上で広報され、委員会ニュース、部会ニュースに掲載し配布した。意見募集・意見発表会その他意見を述べる機会の広報を新聞紙上、チラシを作成(約10万部)して、関係団体等(約2000件)に配布した。

委員会提言、中間とりまとめ、およびその解説パンフレットを作成し配布した(約1万部)(以下、数量の記載は省略するがその量は膨大な数となっている)。

「聴く」活動

現地視察時に地域に詳しい人に現状等の説明を聞き、現地の方々に集まっていただいて意見を聴いた。

常時メールボックスを開設し、郵便・FAX等で意見を聴いた。また、委員会等では一般傍聴者からの意見を聴く時間を設けた。

中間とりまとめについて意見募集を行った。

「対話する」活動

寄せられた意見の中から代表的な意見の方を招聘して、意見聴取の会を開催した。また、現地でテーマ別の対話集会を開催し、直接意見を聴いて対話した。

「反映させる」活動

常時、一般意見を受け付ける窓口を設け、その意見を委員会・部会資料として配付した。これらは、課題ごとに分類されて、審議資料として活用した。

「見直し・修正する」活動

審議結果・審議資料をホームページ上で公開した。冊子「一般からの募集意見集」にまとめ、意見応募者に礼状を添えて配布した。提言とりまとめにあたって意見を分類・整理し、冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」にまとめた。

次にこれらを総括して 問題点 とその 改善点 をまとめると次のようになる。

「伝える」活動

問題点 住民の委員会活動の認知度が低く、問題意識の共有が一部にとどまった。また、委員会内部で情報・論点把握が遅れ、論点の提示が遅

く、十分に伝えられていない。

改善点 情報・論点整理、広報資料の作成を迅速に行う。不特定多数の住民には、よく目に付く方法（たとえば、ケーブルTV等の伝達方法）で広範囲に情報を伝える。特定できる住民にはそれぞれのチャンネル（たとえば自治会、学校等のネットワーク）を利用する。

#### 「聴く」活動

問題点 意見を寄せてきたのは意識の高い人に限られ、広く住民全般（若者、子ども、学生、女性）の意見を聴くことは十分でなかった。意見の内容が不明確なものもあった。

改善点 広く意見を聴くためには、こちらから出かけるべきである。開催日を日曜休日や夕方から始める等工夫するべきである。意見をどのように活用するかの説明も十分でなかった。

#### 「対話する」活動

問題点 対話というより質問と回答という形になる場合が多かった。住民にとって流域委員会と河川管理者の役割が不明確に見えた。

改善点 住民同士がより活発に討論できるような、論点整理と討論の目標点を示すような工夫が必要である。

#### 「反映させる」活動

問題点 一般意見の分析・検討が十分であったとはいえない。

改善点 一般意見について集中的に議論をする時間を持つべきであった。

#### 「見直し・修正する」活動

問題点 寄せられた意見に対して個別の回答ができていない。

改善点 何らかの形で、寄せられた意見の採用不採用等の結果とその理由を回答する必要がある。

以上のように、委員会の活動は膨大なものになっていて、その一方できめ細かい対応が十分ではなかったことが浮き彫りにされた。上記の分析で問題点も明らかにされたのであるから、今後、一般意見聴取について包括的な対応策を検討し、流域委員会は河川管理者にそれを伝達し、施策に反映できるよう方法を講じるべきである。

### 3.2 一般意見聴取試行

流域委員会は「これからの琵琶湖とダムを考える若者討論会」を大津市、木之本町、大阪市の三会場において開催した。流域委員会はこの討論会を「一般意見聴取試行の会」と位置付けて、今後「対話集会」を運営する上で、以下のような課題があること



が分かった。

#### 1. 若者から意見が聞けたか？

若者の意見発表の申し込みは多かったとはいえなかった。しかし、一般傍聴者の中から若者の意見を聴取することができた。これは討論の時間が十分であったことにもよると考えられた。若者に興味を持ってもらうためには、どのような工夫をすればよいか課題として残った。

#### 2. さまざまな地域から意見を聴取できたか？

丹生ダムに近い淀川水系上流部の参加者が多く、関心の高さが伺えた。一方、大阪のような大都市部では関心の薄さが目立った。下流部ではもっぱら河川利用に関心が高い。また、丹生ダム周辺からの参加者の意見はダム建設に対して賛成反対がはっきりと現れている。しかし、賛成反対はともかく、両者とも地元をいかに安全で住みよい地域づくりをするかでは考えは一致していた。このようなところに住民意見の反映への糸口が潜んでいるように思える。

#### 3. 会の運営方法について

会の進行は、委員が進行役を担当したが、十分であったとはいえない。委員会ではファシリテーター（対話進行者）を提案しているが、ファシリテーターの育成や住民参加のあり方について、まだまだ試行錯誤の段階である。

自由討論の時間をそれぞれ 60 分と 90 分と 100 分とした。60 分では一般傍聴者の方から短いとの不満の声が聞かれた。90 分程度あるいは会場の状況判断して時間を延長するなどの配慮をして自由な討論の時間を十分に確保することが必要であろう。

また、本格的な「対話集会」を開催する前に、この会で出された意見をどのように反映するか、合意形成の判断材料にいかに関活用していくかをこれらの経験をもとに検討し指針等にまとめておくことが必要である。

なお、流域委員会では、「意見聴取・反映に関する試みの会」や現地視察後の意見交換会等、地域の実状に即したテーマで 12 回の一般意見聴取試行の会を開催し、いくつかの成果ならびに反省点を得た。それらの報告は流域委員会ホームページ、ニュースレター等を参照されたい。

### 3.3 河川管理者の説明会

河川管理者は「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の提出と同時に、各地で「説明会」を精力的に開催してきた。従前のような説明会ではなく、熱のこもった真摯な態度に、参加者も協力的に意見を出していた。参加者の説明会における印象に関する意見を下記に列挙する。

1. 説明が長すぎ、また、配付された資料も専門用語や数字の羅列で難しく理解できなかった。
2. 住民の関心とかけ離れたテーマの説明は興がさめた。
3. 質問の時間が短く、言い訳のような答え方もあり不満が残った。また、質問に対して、答えの時間が長く興がさめた。
4. 参加者の人数に対して、説明する役所の人数の方が多いい会場もあった。もっと人は集まるはず。人を集める工夫と努力が足りない。新聞や広報等に案内を出す場合、もっと工夫がいる。
5. 意見を言ったが、それがどのように反映されるか判らない。この説明会で計画が実行されるのかと思うと不満と不信感が強まる。

## 4 対話集会の考え方と実際

### 4.1 対話集会の基本的な考え方と目的

#### 4.1.1 対話集会の基本的な考え方

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画策定の段階から住民ならびに住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていくことが重要である。対話集会は、河川整備計画の策定および事業の実施における連携・協働の実践の場でもある。

#### 4.1.2 対話集会の目的

「河川整備計画基礎原案」をもとに住民が連携・協働して審議し、近畿地方整備局が住民意見を反映して「河川整備計画」を作成する。したがって、対話集会は基礎原案から整備計画を策定する段階で基本的に開催される。この目的を達成するために、住民と河川管理者は問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要で、住民との意見交換が継続的に行われるような「連携・協働のメカニズム」として構築されたものである。

### 4.2 対話集会の運営

#### 4.2.1 法的根拠

提言別冊(030516版)にもとづいて運営される対話集会は、法令に基づく手続である。(河川法第16条の2に位置付けられる。【参考】に示した図を参照)

#### 4.2.2 会議形式

円卓会議の形式で行うことが望ましい。いわゆる「説明会」ではなく、住民と河川

管理者、住民同士、住民・河川管理者・自治体代表等の間での対話を通して、河川整備計画の策定にあたり相互理解を図り、互譲の精神を醸成するのであるから、会議形式は円卓会議として出席者の立場が公平平等であることが必要である。なお、会議は実質的な討論・意見交換が行えることが重要で、会議形式は「円卓」にこだわることなく柔軟に考えてよい。

#### 4.2.3 公開会議

会議は公開とするとともに、議事録、会議資料もすべて公開する。

#### 4.2.4 対話進行

対話進行を担うファシリテーター（対話進行者）は、対話集会出席者全てに対して中立・公平を保つことが大切で、しかも、場合によっては、多様な意見を取りまとめて意見集約と一定の結論を導くことが求められる。適宜、臨機応変に出席者の意見を引き出し、対立点を整理しながら論点をまとめ、意見対立の調整を図り妥協点を見いだすことも必要になることがある。さらに、必要に応じて、専門調査班を設置し、資料やデータの提出を求め、研究集会や現地視察、専門家の意見を聴き、さらに、出席者以外の利害関係者・関係機関等を招聘して意見を聴くなどして、実質的な討論・意見交換が行えるように留意する必要がある。

### 4.3 対話集会の具体化

#### 4.3.1 ファシリテーター（対話進行者）の選任

ファシリテーターの選任においては、流域委員会に諮問して「候補者リスト」を作成し、河川管理者が候補者リストの中から選任し委嘱することが有効であろう。

#### 4.3.2 テーマリストの作成（テーマ・議案の提供）

対話集会で検討されるテーマあるいは議案について、河川管理者はあらかじめ流域委員会に諮問し、「テーマリスト」を作成する。テーマリスト作成において、流域委員会は「地域別部会」および「テーマ別部会」に諮り、テーマを絞り込む。河川管理者は緊急性、重要性、容易性等を勘案して、できるところから随時実施していく。

テーマリストには、具体的なテーマを記載すると同時に、次に述べる会議形式、出席者の選任基準、人数、開催場所・時間、回数等、河川管理者が決めなければならない細部について必要な助言事項を記載する。

#### 4.3.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者

対話集会に参加する出席者の選定は、テーマおよび地域によって異なるので、上述のテーマリストを作成する段階で、流域委員会は出席者選定の考え方・地域の範囲や人数等必要な事項を助言する。

出席者の選定は、ファシリテーターが河川管理者と流域委員会の助言を参考にして決定する。出席者は、一般からの応募者とともに、専門知識や当該テーマに詳しい人、学者・文化人、流域委員会等の傍聴者、委員会への意見投稿者等を候補者としてその中から選定する。一般公募の場合は、あらかじめ応募者に希望理由等の提出を求めることもある。出席者への委嘱、連絡通知、費用負担（出席者の交通費等）等については通常の行政手続による。

なお、いうまでもないが、出席者の選任で会議の方向が決まるような選定方法は、会議そのものを不毛なものにし、客観的な信頼感を失うことになる。出席者の選定に重要な任にあるファシリテーターはできる限り中立・公平でしかも活発な討論が展開されるよう選定に留意しなければならない。

#### 4.3.4 会議開催場所、会議時間、回数等

会議開催場所、会議時間、会議の回数等は、テーマ・内容によって、ファシリテーターの意向を受けて、流域委員会とも相談しながら河川管理者が決める。

#### 4.3.5 討論の整理ととりまとめ

最も重要で困難な問題は、討論成果（対話集会のテーマによっては意見の集約と一定の結論が求められる場合がある）が得られなく、ファシリテーターが対話集会を継続することが不可能と判断した場合の措置である。

提言別冊（030516版）には「5.意見が対立して一定の結論に導くことが困難な場合の取り扱いについて」（p.6）において、ファシリテーターはその結果を河川管理者と流域委員会に報告し、河川管理者は流域委員会に検討を依頼し、流域委員会でそれらを検討して、河川管理者に審議結果を報告する。河川管理者はその報告をもとに最終的な判断をする。また同提言別冊には「6.めやす（判断基準）」が記述されているので、それらを尊重されて、河川管理者が最終的意思決定をなされるべきものと考えらる。

#### 4.3.6 住民意見の反映のあり方

対話集会の成果を踏まえ、河川管理者が住民意見を反映するあり方として、次のような場合が想定される。これらは、いずれの場合にも内容には幅があり、字義どおり

の判断は避けるべきであることはいうまでもない。対話集会出席者も流域委員会も河川管理者のより柔軟な姿勢と誠意と信頼の絆がより一層固くなるよう努力することが望まれる。

- ( 1 ) 基礎原案を採用する（修正意見等を含む）。
- ( 2 ) 提案や代替案を採用する。
- ( 3 ) 計画の実施を留保する。
- ( 4 ) 計画を中止する。

**【注】**対話集会の持ち方で、たとえば計画中のダム問題のように、利害関係が色濃く反映される場合、出席者の人選だけで方向が決まってしまうたり、人選それ自体が問題となって実質の審議に入れない恐れもある。次のような会議形式を参考にして考えてみると出席者をいかに選ぶかがポイントとなることが分かる。

その 1 は、委員を選んで、一種の陪審員裁判のような形式で行う場合である。少数の全く利害関係を持たない 10 から 15 名程度の各界の有識者で構成された委員による陪審員裁判形式では、会議は一種の裁判のような厳粛な雰囲気の中で進められ、対話集会で仮に結論を導こうとすると、合意は委員の多数決で決せられることになる場合がある。しかし、これには異論が出よう。

その 2 は、反対に、一種の住民大会のような形式で行う場合である。自由参加として、住民大会のごとく利益代表者がそれぞれの意見を直接ぶつけ合って討論する。この場合は、直接民主的で関係者の納得や充実感は得られるが、結論形成に重点をおくと、テーマによっては会議が大荒れになることもあり会議運営は難しい。

出席者を選定する上述の方式は二つの方法の中間的な運営方法と考えられ、両者の欠点と長所を持っている。テーマごとに、対話集会への出席者を厳選するとともに流域委員会は運営方法等を河川管理者に助言することが大切である。

## 5 より望ましい住民意見の聴取・反映に向けた研究と開発

対話集会に期待するものは多いが、対話集会だけで形式的に住民意見の反映手法とするのは不十分である。より望ましい住民意見の聴取・反映に向けて、さまざまな課題について行政と住民、住民相互間の徹底した、根気のよい対話が必要である。住民が行政へ協働・参画するのみではなく、行政が住民の自主的な活動を援助し協働するという、行政の「住民活動への参画」も期待される。

この場合、住民と行政をつなぐ専門職の集団が必要になる。この意味において、提言では「河川流域センター」の設置が提案され、さらに河川レンジャーの設置については既にその試行が始まった。河川管理者は流域委員会が提起した意味をよく理解して具体化を進めていくべきである。単に、それらは行政の業務の一部を補完するものではなく、「住民と行政をつなぐ」役割に重点が置かれていることを理解すべきである。

ダム計画について、提言では「原則として建設しないもの」として、実行可能な代替案を検討の上、「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合

にかぎり建設する」と述べている。提言の中でも重みのあるところである。河川管理者は「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。」と説明している。基礎原案においては、提言で述べた社会的合意について住民参加の視点から言及されていない。河川管理者と流域委員会は今後、ダム計画について対話集会を中心とした住民参加の実施手続きに入るべきである。これらの重要課題は単に対話集会での討論だけで合意形成への判断材料になるはずがない。社会的合意に向けたあらゆる手段による意見集約とともに、より望ましい住民意見反映のために住民と河川管理者との協働による研究・開発が、今後ますます重要になってくる。

さらに、計画策定後の事業の実施段階において、対話集会で得た成果を確認・継承し、より反映・実現化していくための検証機構を考慮する必要がある。

## 6 今後の課題

淀川水系の河川整備計画の策定段階における住民意見の反映は、「住民と河川管理者との連携と協働の場」が提案され、それが実施に移される段階に達した。河川管理者は流域委員会とともに住民参加のメカニズム（連携と協働の場）をさらに発展・充実させ、住民の力を引き出し、住民を信頼できるパートナーとして育成していかなければならない。

対話集会は、多様な住民意見を引き出し、実質的な討論を行う熟慮の場である。そこで議論された内容を住民に広く伝達し、さらに議論の輪を広げることが求められる。また、対話・討論を通じて、相互の理解を図り、互譲の精神を醸成する場でもある。

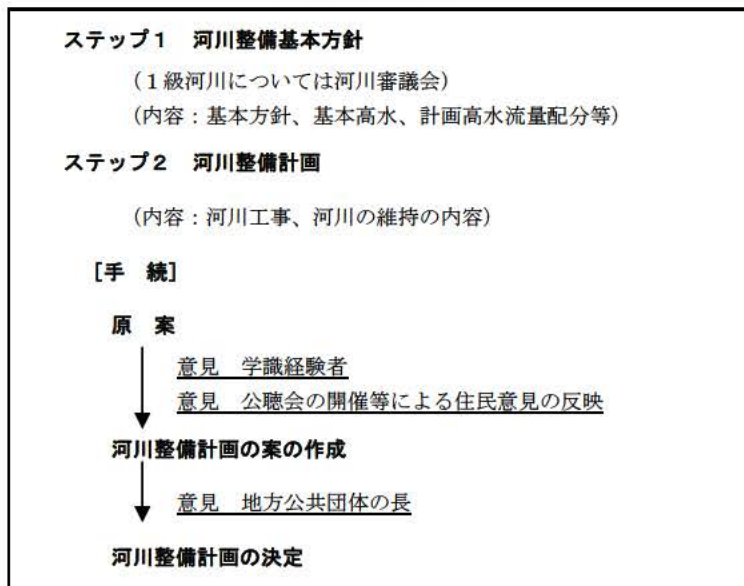
今後、住民と河川管理者と流域委員会は、新たな関係の構築のもとにそれぞれの役割と責務を果たさなければならない。この新しい関係やそれぞれの役割・責務は、「住民参加」を实践する過程で、次第に明らかになるであろう。

今後、20～30年後、淀川水系のさまざまな事象が「何か変わった、良くなった」と感じられたならば、その起点の一つは「連携と協働の実践」にあるとあって過言でない。

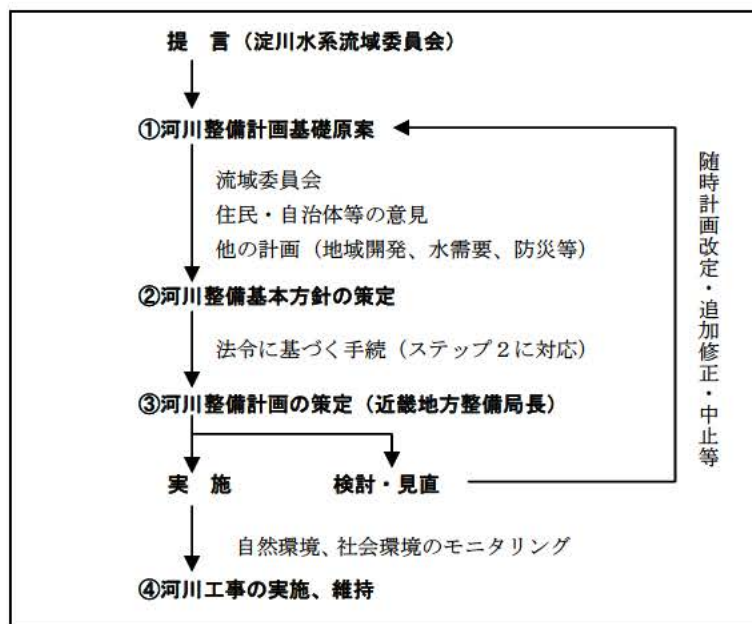
【参考】近畿地方整備局の提案する「基礎原案」の位置づけと、今後の住民意見の反映の方法とその結果の取り扱いについて

これまでの流域委員会における審議過程（提言のとりまとめと第1稿・第2稿および基礎原案の審議）と近畿地方整備局の「基礎原案」の位置づけを、河川法による「法令に基づく手続き」をもとに、両者の関係を下の図で示す。今後、「基礎原案」に対する住民意見の反映の方法とその結果の取り扱い、および、流域委員会が「提言別冊（030516版）」において提案した「対話集会」の法的手続きの根拠としたい。なお、下の2枚の図は必ずしも整合していないが、近畿地方整備局の基礎原案が、より提言別冊の趣旨を生かしているため、「基礎原案」によって実施されるものとする。

### 河川法上の位置づけ



### 「基礎原案」での位置づけ（「基礎原案」から）



## 対話集会イメージ図

